

昭和二十七年建設省令第二十五号

道路法施行規則

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第九条、第十八条、第二十六条第一項、第六十一条第七項、第七十二条第六項及び第七十四条の規定に基き、道路法施行規則を次のように定める。

第一条 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）以下「法」という。第二条第二項第八号に規定する国土交通省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車

二 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車

三 道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車

四 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三条号）による一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車

（路線の認定等の公示）

第一条の二 法第九条の規定による路線の認定又は法第十条第三項において準用する法第九条の規定による路線の廃止若しくは変更の公示は、それぞれ別記様式第一、第二又は第三により、

都道府県知事又は市町村長は、前項の公示をする場合においては、都道府県道については縮尺五万分の一、市町村道については縮尺一万分の一程度の図面に当該路線を明示し、都道府県又は市町村の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。ただし、市街地その他特に必要があると認められる部分については、別に拡大図を備えなければならない。

（一般国道の指定区間を指定する政令の制定又は改廃の立案の基準）

第一条の三 国土交通大臣は、法第十三条第一項の政令の制定又は改廃については、北海道の区域内に存する一般国道の区間及び次の各号のいづれかに該当する一般国道の区間が当該政令で指定されるようその立案を行うものとする。

一 高速自動車国道と一体となつて全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路である一般国道の区間

二 国土を縦断し、横断し、又は循環して、都道府県庁所在地その他政治上、経済上又は文

化上特に重要な都市を効率的かつ効果的に連絡する一般国道の区間

三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾若しくは同法附則第二項に規定する港湾又は重要な飛行場と高速自動車国道又は前二号のいずれかに規定する一般国道の区間とを効率的かつ効果的に連絡する一般国道の区間

（特定車両の種類）

以下「法」という。第二条第二項第八号に規定する国土交通省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十号）による一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車

二 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十号）による一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車

三 道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車

四 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三条号）による一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車

（路線の認定等の公示）

第一条の二 法第九条の規定による路線の認定又は法第十条第三項において準用する法第九条の規定による路線の廃止若しくは変更の公示は、それぞれ別記様式第一、第二又は第三により、

都道府県知事又は市町村長は、前項の公示をする場合においては、都道府県道については縮尺五万分の一、市町村道については縮尺一万分の一程度の図面に当該路線を明示し、都道府県又は市町村の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。ただし、市街地その他特に必要があると認められる部分については、別に拡大図を備えなければならない。

（一般国道の指定区間を指定する政令の制定又は改廃の立案の基準）

第一条の三 国土交通大臣は、法第十三条第一項の政令の制定又は改廃については、北海道の区域内に存する一般国道の区間及び次の各号のいづれかに該当する一般国道の区間が当該政令で指定されるようその立案を行うものとする。

一 高速自動車国道と一体となつて全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路である一般国道の区間

二 国土を縦断し、横断し、又は循環して、都道府県庁所在地その他政治上、経済上又は文

イ 区域の決定の場合（ロに掲げる場合を除く。）敷地の幅員及びその延長

ロ 法第四十七条の十七第一項の規定により立体的区域とする区域の決定の場合、イに掲げる事項並びに当該立体的区域とする区間及びその延長

ハ 区域の変更の場合、変更の区間並びに当該区間に係る変更前の敷地の幅員及びその延長並びに変更後の敷地の幅員及びその

延長

一 道路の種類

二 路線名

三 路線の指定又は認定の年月日

四 路線の主要な経過地

五 路線の起点及び終点

六 路線の起終点及び年月日

七 路線（その管理に係る部分に限る。）の延長及びその内訳

八 道路の敷地の面積及びその内訳

九 最小車道幅員、最小曲線半径及び最急縫断勾配

十 鉄道又は新設軌道との交差の数、方式及び構造

十一 有料の道路の区間、延長及びその内訳（自動車駐車場にあつては位置、規模及び構造並びに料金徴収期間の概要

十二 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要

十三 軌道その他主要な占用物件の概要

十四 道路一体建物の概要

十五 協定利便施設の概要

十六 圖面は、道路につき、少くとも次に掲げる事項を、付近の地形及び方位を表示した縮尺千分の一以上の平面図（法第四十七条の十七第一項の規定により道路の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断図及び横断定規図）に記載して調製するものとする。

四 道路の区域の境界線

一 市町村、大字及び字の名称及び境界線

二 市町村、大字及び字の名称及び境界線

三 車道の幅員が〇・五メートル以上変化する箇所ごとににおける当該箇所の車道の幅員

四 曲線半径（三十メートル以上）のものを除く。

五 縱断勾配（八パーセント未満のものを除く。）

六 路面の種類

七 トンネル、橋及び渡船施設並びにこれらの名称

八 自動車交通不能区間（幅員、曲線半径、勾配その他の道路の状況により最大積載量四ト

（道路台帳）

四条の二 道路台帳は、調書及び図面をもつて組成するものとする。

調書及び図面は、路線ごとに調製するものとする。

事項を記載するものとし、その様式は、別記様式第四とする。

一 道路の種類

二 路線名

三 路線の指定又は認定の年月日

四 路線の主要な経過地

五 路線の起点及び終点

六 路線の起終点及び年月日

七 路線（その管理に係る部分に限る。）の延長及びその内訳

八 道路の敷地の面積及びその内訳

九 最小車道幅員、最小曲線半径及び最急縫断勾配

十 鉄道又は新設軌道との交差の数、方式及び構造

十一 有料の道路の区間、延長及びその内訳（自動車駐車場にあつては位置、規模及び構造並びに料金徴収期間の概要

十二 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要

十三 軌道その他主要な占用物件の概要

十四 道路一体建物の概要

十五 協定利便施設の概要

十六 圖面は、道路につき、少くとも次に掲げる事項を、付近の地形及び方位を表示した縮尺千分の一以上の平面図（法第四十七条の十七第一項の規定により道路の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断図及び横断定規図）に記載して調製するものとする。

十七 道路の区域の境界線

一 市町村、大字及び字の名称及び境界線

二 市町村、大字及び字の名称及び境界線

三 車道の幅員が〇・五メートル以上変化する箇所ごとににおける当該箇所の車道の幅員

四 曲線半径（三十メートル以上）のものを除く。

分に設けることとし、かつ、歩道等に設ける場合にあつては、当該歩道等の一方の側を歩行者又は自転車が通行することができるようすること。この場合において、公益上やむを得ない事情があると認めらるべき、当該歩道等の歩行者又は自転車が通行することができる路の部分の幅員は、歩道にあつては三・五メートル、自転車歩行者道においては三・五メートルを超えてること。

二 電線、水管、下水道管、ガス管その他のこれらに類するもの（各戸に引き込むためのもの及びこれが取り付けられるものに限る。）が埋設されている道路又は埋設する計画のある道路に設ける場合は、これらの上部に設けないこと。

三 地下通路の頂部と路面との距離は、三・五メートル（公益上やむを得ない事情があると認められる場合にあつては、一・五メートル）を超えていること。

四 地下通路の構造は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 地下通路の自重、土圧、水圧、浮力等の荷重によつて生ずる応力に対して安全なものであること。

二 部材各部の応力度は、許容応力度を超えるものでないこと。

三 構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨筋コンクリート造とし、その他の部分は、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で造ること。

四 排水溝その他の適当な排水施設を設けること。
(道路を掘削する場合における工事実施の方法)

第四条の四の四 占用に関する工事で、道路を掘削するものの実施方法は、次の各号に掲げることによるものとする。

一 補装道の舗装の部分の切断は、のみ又は切断機を用いて、原則として直線に、かつ、路面に垂直に行うこと。

二 削削部分に近接する道路の部分には、占用のために掘削した土砂をたい積しないで余地を設けるものとし、当該土砂が道路の交通に支障を及ぼすおそれのある場合には、これを他の場所に搬出すること。

三 わき水又はたまり水により土砂の流失又は地盤の緩みを生ずるおそれのある箇所を掘削する場合においては、当該箇所に土砂の流失

又は地盤の緩みを防止するために必要な措置を講ずること。

又は地盤の緩みを防止するために必要な措置を講ずること。

四 わき水又はたまり水の排出に当たつては、道路の排水に支障を及ぼすことのないよう措置して道路の排水施設に排出する場合を除き、路面その他の道路の部分に排出しないよう措置すること。

五 挖削面積は、工事の施行上やむを得ない場合において、覆工を施す等道路の交通に著しい支障を及ぼすことのないよう措置して行う場合を除き、当日中に復旧可能な範囲とすること。

六 道路を横断して掘削する場合においては、原則として、道路の交通に著しい支障を及ぼさないと認められる道路の部分について掘削を行い、当該掘削を行った道路の部分に道路の交通に支障を及ぼさないための措置を講じた後、その他の道路の部分を掘削すること。

七 沿道の建築物に接近して道路を掘削する場合においては、人の出入りを妨げない措置を講ずること。

(掘削により露出することとなるガス管の防護)

第四条の四の五 令第十三条第六号ロの保安上必要な措置のうち、ガス事業法の規定に基づいて設けられているガス管でその管理者以外の者の掘削により露出することとなるものの防護については、ガス工作物の技術上の基準を定める省令(平成十二年通商産業省令第百十一号)第五十四条第一号、第二号、第三号ハ及び第四号イの例による。

(占用のために掘削した土砂の埋戻しの方法)

第四条の四の六 占用のために掘削した土砂の埋戻しの方法は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 各層(層の厚さは、原則として〇・三メートル(路床部にあつては〇・二メートル)以下とする。)ごとにランマーその他の締固め機械又は器具で確実に締め固めて行うこと。
二 くい、矢板等は、下部を埋め戻して徐々に引き抜くこと。ただし、道路の構造又は他の工作物、物件若しくは施設の保全のためやむを得ない事情があると認められる場合には、くい、矢板等を残置することができる。
(埋戻し又は表面仕上げを行う道路の部分)

第四条の四の七 占用のために掘削した道路を復旧する場合において、埋戻し又は表面仕上げは、掘削部分及び掘削部分に接続する道路の部

分のうち、舗装道があつては掘削部分の外側の舗装の絶縁線（掘削部分の端から舗装の絶縁線までの距離が次の式によつて計算したnの値以下である場合又はnの値に一・二メートル（道路中心線の方向に垂直な舗装の絶縁線が膨脹目地である場合にあつては、一・八メートル）を加えた値以上である場合には、掘削部分の端からの距離が掘削部分の幅に○・一を乗じて得た値に相当する直線で囲まれた部分について行うものとする。

2

t
t 挖削部分の路盤の厚さ)

道路の構造、交通の状況、土質等の関係から前項に規定する部分についての表面仕上げについては掘削前の構造耐力を保持することが困難であると認められる場合においては、表面仕上げは当該部分に加えて掘削前の構造耐力を保持するため必要な部分について行うものとする。
(高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路)
第四条の四の八 法第三十三条第二項第一号の国土交通省令で定める交通の用に供する部分は、車道及び路肩とする。

(當利を目的としない法人に準ずる者)

第四条の四の九 法第三十三条第二項第五号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

一 営利を目的としない法人格を有しない社団であつて、代表者の定めがあり、かつ、道路の清掃を行ふことを目的とするもの

二 前号に掲げるもののほか、道路交通環境の向上を図る観点から必要と認められる活動を行ふことを目的とする法人に準ずる者)

第四条の四の十 法第三十三条第二項第六号の国土交通省令で定める者は、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通

の確保を図る観点から必要と認められる活動を実施する社団であつて、道路管理者が指定したものとする。

(休憩所等の売上収入額に応じて算定する額)
第四条の五 令第十九条第一項の国土交通省令で定めるところにより算定する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に掲げる割合を占用面積一平方メートルにつき一年当たりの同項に規定する売上収入額に乗じて得た額とする。

一 近傍類似の土地（近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地。以下この条において同じ。）が賃貸されている場合、当該近傍類似の土地の一年当たりの賃料から当該賃料に含まれている修繕費、管理事務費、公租公課その他必要な経費を控除して得た額の当該近傍類似の土地に存する施設において行われる営業により得られる一年当たりの売上収入額に対する割合

二 近傍類似の土地に存する施設が賃貸されている場合（前号に掲げる場合を除く。）当該施設の一年当たりの賃料から当該賃料に含まれている償却額、修繕費、管理事務費、損害保険料、空室等による損失を補填するための引当金、公租公課その他必要な経費を控除して得た額（次項において「純賃料」という。）のうち土地に係る部分として負担させることが適当な額の当該施設において行われる営業により得られる一年当たりの売上収入額に対する割合

前項第二号の土地に係る部分として負担せることのが適当な額は、当該近傍類似の土地の時価及び当該施設の建設に要する費用の合算額に占める当該近傍類似の土地の時価の割合を純賃料に乗じて得た額を基礎として算出するものとする。

(占用入札を実施することが道路の管理上適切でない場所)
第四条の五の二 法第三十九条の二第三項の国土交通省令で定める場所は、次に掲げるものとする。

一 法第三十九条の五第一項の規定による認定の有効期間内において、道路の新設、改築又は修繕に関する工事が予定されている場所

二 法第三十九条の五第一項の規定による認定の有効期間内において、国又は地方公共団体による使用が予定されている場所

三 その他国土交通大臣が定める場所
(入札占用計画の記載事項)

第四条の五の三 法第三十九条の三第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 入札対象施設等を設置するため道路を占用しようとする者が法人又は団体である場合においては、その役員の氏名、生年月日、性別その他の必要な事項

二 入札対象施設等を設置するため道路を占用しようとする者が個人である場合においては、その者の氏名、生年月日、性別その他の必要な事項

三 入札対象施設等を設置するため道路を占用しようとする者が法人又は団体である場合においては、その者による占用地料の額

四 法第三十九条の四第四項ただし書の規定により落札者を決定する占用地を行なう場合においては、占用地料の額

五 その他道路管理者が必要と認める事項

第四条の五の四 道路管理者は、令第十九条の三の三第二項及び第三項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。
(占用物件の維持管理に関する基準)

第四条の五の五 法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準は、道路占用者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこととする。
(道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)

第四条の五の六 令第三十五条の二第二項の国土交通省令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一 トンネル、橋その他道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの（以下この条において「トンネル等」という。）の点検は、トンネル等の点検を適正に行なうために必要な知識及び技能を有する者が行うこととし、近接目視により、五年に一回の頻度で行なうことを基本とすること。

二 前号の点検を行つたときは、当該トンネル等について健全性の診断を行い、その結果を国土交通大臣が定めるところにより分類すること。

三 第一号の点検及び前号の診断の結果並びにトネネル等について令第三十五条の二第二項第一号の措置を講じたときは、その内容を記録し、当該トネネル等が利用されている期間中は、これを保存すること。

四 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者は又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。

五 損失の補償の裁決申請書の様式

第四条の五の七 令第三十五条の四の規定による裁決申請書の様式は、別記様式第五の二とし、正本一部及び写一部を提出するものとする。
(届出対象区域の指定の公示)

第四条の五の八 法第四十四条の二第二項の規定による届出対象区域の指定の公示は、次の各号に掲げる事項について行なうものとする。

一 届出対象区域及び沿道区域の存する土地の所在地

二 届出対象区域に接続する道路の路線名

三 工作物 法第四十四条の二第三項の届出に係る行為が同条第四項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のもの

四 届出対象区域 法第四十四条の二第二項の規定による保管違法放置等物件一覧簿の様式は、別記様式第五の四とする。
(競争入札における掲示事項等)

第五条の六 令第十九条の六第二項（令第十九条の十一において準用する場合を含む。）の規定による保管違法放置等物件一覧簿の様式は、別記様式第五の四とする。

二 設計又は施工方法のうち、その変更により法第四十四条の二第三項の届出に係る行為が同条第四項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のもの

三 自動運行補助施設が設置された道路又は当該道路と交差し、若しくは接続する道路において自動運行車の位置を補正するため、当該自動運行車の運行時の状態を検知するためのセンサーに検知されるよう、当該自動運行補助施設の位置を示す情報を表示し、又は発信するものであつて、国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

二 自動運行補助施設が設置された道路又は当該道路と交差し、若しくは接続する道路において自動運行車の安全な通行を確保するため、当該自動運行車の周囲の状況を検知するためのセンサーに検知されるよう、これらの道路の構造、他の車両若しくは歩行者の通行の状況、障害物の有無その他の当該道路の状況に関する情報を表示し、又は発信するものであつて、国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

三 自動運行補助施設は、道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められるものでなければならぬ。

二 自動運行補助施設は、道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められるものでなければならぬ。

三 その他の自動運行補助施設の利用に関し必要と認められる事項

二 自動運行補助施設が設置された道路の場所に關する事項

一 前条第一項各号に掲げる性能に關する事項

二 自動運行補助施設が設置された道路の場所に關する事項

三 その他自動運行補助施設の利用に関し必要と認められる事項

二 自動運行補助施設が設置された道路を通行する自動運行装置（道路運送車両法（昭和二十年法律第八百八十五号）第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。）を備えている自動車その他の自動運転に係る技術により運行する自動車（以下この項において「自動運行車」という。）の位置を補正するため、当該自動運行車の運行時の状態を検知するためのセンサーに検知されるよう、国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

二 自動運行補助施設が設置された道路又は当該道路と交差し、若しくは接続する道路において自動運行車の位置を補正するため、当該自動運行車の運行時の状態を検知するためのセンサーに検知されるよう、当該自動運行補助施設の位置を示す情報を表示し、又は発信するものであつて、国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

二 自動運行補助施設が設置された道路又は当該道路と交差し、若しくは接続する道路において自動運行車の安全な通行を確保するため、当該自動運行車の周囲の状況を検知するためのセンサーに検知されるよう、これらの道路の構造、他の車両若しくは歩行者の通行の状況、障害物の有無その他の当該道路の状況に関する情報を表示し、又は発信するものであつて、国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

三 自動運行補助施設は、道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められるものでなければならぬ。

二 自動運行補助施設は、道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められるものでなければならぬ。

三 その他の自動運行補助施設の利用に関し必要と認められる事項

二 自動運行補助施設が設置された道路の場所に關する事項

一 前条第一項各号に掲げる性能に關する事項

二 自動運行補助施設が設置された道路の場所に關する事項

三 その他自動運行補助施設の利用に関し必要と認められる事項

二 自動運行補助施設が設置された道路を通行する自動運行装置（道路運送車両法（昭和二十年法律第八百八十五号）第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。）を備えている自動車その他の自動運転に係る技術により運行する自動車（以下この項において「自動運行車」という。）の位置を補正するため、当該自動運行車の運行時の状態を検知するためのセンサーに検知されるよう、国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

二 自動運行補助施設が設置された道路又は当該道路と交差し、若しくは接続する道路において自動運行車の位置を補正するため、当該自動運行車の運行時の状態を検知するためのセンサーに検知されるよう、当該自動運行補助施設の位置を示す情報を表示し、又は発信するものであつて、国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

二 自動運行補助施設が設置された道路又は当該道路と交差し、若しくは接続する道路において自動運行車の安全な通行を確保するため、当該自動運行車の周囲の状況を検知するためのセンサーに検知されるよう、これらの道路の構造、他の車両若しくは歩行者の通行の状況、障害物の有無その他の当該道路の状況に関する情報を表示し、又は発信するものであつて、国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

三 自動運行補助施設は、道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められるものでなければならぬ。

二 自動運行補助施設は、道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められるものでなければならぬ。

三 その他の自動運行補助施設の利用に関し必要と認められる事項

二 自動運行補助施設が設置された道路の場所に關する事項

一 前条第一項各号に掲げる性能に關する事項

二 自動運行補助施設が設置された道路の場所に關する事項

三 その他自動運行補助施設の利用に関し必要と認められる事項

二 自動運行補助施設が設置された道路を通行する自動運行装置（道路運送車両法（昭和二十年法律第八百八十五号）第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。）を備えている自動車その他の自動運転に係る技術により運行する自動車（以下この項において「自動運行車」という。）の位置を補正するため、当該自動運行車の運行時の状態を検知するためのセンサーに検知されるよう、国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

二 自動運行補助施設が設置された道路又は当該道路と交差し、若しくは接続する道路において自動運行車の位置を補正するため、当該自動運行車の運行時の状態を検知するためのセンサーに検知されるよう、当該自動運行補助施設の位置を示す情報を表示し、又は発信するものであつて、国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

二 自動運行補助施設が設置された道路又は当該道路と交差し、若しくは接続する道路において自動運行車の安全な通行を確保するため、当該自動運行車の周囲の状況を検知するためのセンサーに検知されるよう、これらの道路の構造、他の車両若しくは歩行者の通行の状況、障害物の有無その他の当該道路の状況に関する情報を表示し、又は発信するものであつて、国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

三 自動運行補助施設は、道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められるものでなければならぬ。

二 自動運行補助施設は、道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められるものでなければならぬ。

三 その他の自動運行補助施設の利用に関し必要と認められる事項

二 自動運行補助施設が設置された道路の場所に關する事項

一 前条第一項各号に掲げる性能に關する事項

二 自動運行補助施設が設置された道路の場所に關する事項

三 その他自動運行補助施設の利用に関し必要と認められる事項

（道路協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）

第四条の二十二 法第四十八条の六十一第一項の規定による指定は、法第四十八条の六十一各号の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものをしているものとする。

（道路協力団体が業務として設置又は管理を行う工作物等）

第四条の二十七 法第四十八条の六十一第二号の国土交通省令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件又は歩廊、雪よけその他これらに類する施設で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの

二 令第七条第九号の自動車駐車場及び自転車駐車場で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

三 令第七条第十二号の車輪止め装置その他の器具で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの（前号に掲げる施設に設けるものを除く。）

四 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

五 標識又はベンチ若しくはその上屋、街灯その他これらに類する工作物で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

六 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

七 次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類する催し（道路に関するものに限る）のため設けられ、かつ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

ハ 広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物

口 露店、商品置場その他これらに類する施設

(道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例の対象となる行為)

第四条の二十八 法第四十八条の六十四の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる承認又は許可の区分に応じ、当該各号に定める行為(当該道路協力団体がその業務を行う道路の区间において行うものに限る。)とする。

一 法第二十四条本文の規定による承認 花壇その他道路の緑化のための施設の設置、道路の交通に支障を及ぼしている構造上の原因の一部を除去するため行う空角の切取りその他道路に関する工事又は除草、除雪その他道路の維持

二 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可 工事用施設、工事用材料その他これらに類する工作物、物件若しくは施設で道路に関する工事若しくは道路の維持のためのもの、前各号に掲げる工作物、物件若しくは施設又は看板、標識その他これらに類する物件で道路の管理に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のためのものに係る道路の占用(前条第二号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設に係る道路の占用にあつては、法第四十八条の六十一第一号に掲げる業務を行う道路協力団体が行うものに限る。)

(証票の様式)

第五条 法第六十六条第七項の規定による証票の様式は、別記様式第六とする。

2 法第七十七条第七項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による証票の様式は、別記様式第七とする。

3 法第七十七条第四項の規定による証票の様式は、別記様式第七とする。

第五条の一 令第三十条の三第二項の規定による保管車両一覧簿の様式

(保管車両一覧簿の様式)

第五条の二 令第三十条の四の規定による受領書の様式は、別記様式第七とする。

(立入検査の証明書)

第六条 法第七十二条の二第三項の証明書は、別記様式第八によるものとする。

（指定区間外の国道の新設又は改築の認可）

第七条 指定区間外の国道の道路管理者は、法第七十四条の規定により国道の新設又は改築について認可を受けようとする場合においては、別記様式第九の申請書を地方整備局長又は北海道開発局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 工事費及び財源調査書

二 工事計画書

三 平面図、縦断図、横断定規図その他必要な図面

（認可を要しない軽易な事項）

第八条 法第七十四条ただし書の規定により認可を要しない軽易な事項は、道路の附属物の新設又は改築のみに関する工事とする。

2 指定区間外の国道の道路管理者は、前項の工事を行つた場合においては、その旨を地方整備局長又は北海道開発局長に報告しなければならない。

（報告の提出）

第九条 法第七十六条第一項の規定による報告は、同項第一号に掲げる事項については社会経済情勢の変化等に伴い道路整備計画を作成し、又は変更した都度、同項第二号に掲げる事項については工事を施工した後、同項第三号に掲げる事項については自動運行補助施設を設置し、又は設置状況を変更した都度、同項第四号に掲げる事項については協議が成立した都度、同項第五号に掲げる事項については条例を制定した都度、速やかに行うものとする。

道路管理者は、法第七十六条第一項第一号に掲げる道路整備計画についての報告を行うときは、別記様式第十により、都道府県にあつては都道府県が市町村ごとに定める縮尺（五万分の一以上のもに限る。）の図面に少なくとも次に掲げる事項を記載したもの添付して行うものとする。

一 市町村、大字及び字の名称並びに境界線

二 車道の幅員

三 主要なトンネル、橋及び渡船施設並びにこれららの名称

四 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物

五 交差し、若しくは接続する道路又は重複する道路のうち主要なもの並びにこれらの種類及び路線名

六 交差する鉄道又は新設軌道及びこれらの
名称

七 作成の年月日

(道道又は道の区域内の市町村道の改築の要件)
第十一条 令第三十四条の二の三第一項第二号ニの
国土交通省令で定める要件は、次のとおりとす
る。

一 一定の地域において一体として行われるもの
のあること。

二 重点的、効果的かつ効率的に行われるもの
であること。

(令第三十四条の二の三第一項第三号イの国土
交通省令で定める改築)

第十二条 令第三十四条の二の三第一項第三号イ
の国土交通省令で定める改築は、踏切道改良促
進法(昭和三十六年法律第八十九十五号)第四条
第一項に規定する地方踏切道改良計画に従つて
行われる道路の高架移設、車道又は歩道の拡幅
その他の改築とする。

(令第三十四条の二の三第一項第三号ロの国土
交通省令で定める改築)

第十三条 令第三十四条の二の三第一項第三号ロ
の国土交通省令で定める改築は、次に掲げるも
のとする。

一 歩道・自転車道又は自転車歩行者道の設置
又は拡幅その他の道路の幅員の変更

二 自動車を減速させて歩行者又は自転車の安
全な通行を確保するために行う路面の凸部の
設置

三 輔装の着色(歩行者と車両とを分離して通
行させるための道路の着色をいう。)

四 交差点又はその付近における突角の切り取
り

五 檻、街灯、道路標識、道路情報管理施設、
自動車駐車場その他の道路の附属物の設置

六 その他道路の構造、車両及び歩行者の通行
並びに沿道の土地利用の状況その他の事情を
勘査して、当該道路における交通事故の防止
を図るために重点的に行う必要があると認
められる改築

(令第三十四条の二の三第一項第三号ハの国土
交通省令で定める改築)

第十四条 令第三十四条の二の三第一項第三号ハ
の国土交通省令で定める改築は、無電柱化の推
進に関する法律(平成二十八年法律第八十十二
号)第八条第一項又は第二項に規定する都道府
県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計
画に基づいて行われるものとする。

<p>附 則 (平成二十三年一月三〇日国土交通省令第八八号)</p> <p>この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。ただし、第三条の二の改正規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年一二月一三日国土交通省令第九四号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十二月十五日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成二五年九月二日国土交通省令第七四号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年九月二日）から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二六年三月三一日国土交通省令第五二号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年七月一日から施行する。）</p> <p>附 則 (平成二六年五月二八日国土交通省令第三九号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。</p>
--	--

<p>附 則 (平成二九年九月二八日国土交通省令第七四号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月三十日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成三〇年九月二八日国土交通省令第三二号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成三〇年九月二八日国土交通省令第九〇号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年九月三十日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成三一年四月一一日国土交通省令第一号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。</p>
---	--

<p>附 則 (平成二七年一月二三日国土交通省令第四号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年一月二三日国土交通省令第三九号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (令和二年一月二三日国土交通省令第一号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、令和二年一月二三日から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年一月二三日国土交通省令第一号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、令和二年一月二三日から施行する。</p>
--	---

<p>附 則 (令和三年三月三一日国土交通省令第一号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和三年三月三一日国土交通省令第一号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (令和四年八月二二日国土交通省令第六三号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和五年三月一七日国土交通省令第一一号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、道路交通事故法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行する。</p>
---	--

様式第一（第一条関係）

卷之三十一

番号	品種	品種名	出立点	重要な経過地	基準の乳量(市販牛)
年月日	出立地	経過地	年月日	年月日	年月日

樣式第二（第一関係）

〔前略〕

備考欄	路線名	終点	重複する地名
			北に横断する山道
			南に横断する山道

樣式第三（第一條關係）

様式第四（第四条の一関係）

様式第四(第四条の二関係
第一項)

第一表(表) ○ ○ 道 路 台 帳

整備 管理 令		因面 対照 番号								
道路の種類		路線名		道路管理者						
路線の指定(認定)年月日		指定(認定)の該当箇項								
起点		主 要 な 経 通 地								
終 点										
路線の延長	メートル	供用開始の区間及び年月日								
供用されている区間の延長	実 延 長	メートル								
重複延長		メートル								
供用されていない区間の延長		メートル								
道	路	ト	ン	ネ	ル	橋	渡	船	施	設
実 延 長 の れ ん じ め の め	メートル	鋼	板	延	長	橋	架	設	施	設
		永久橋		メートル	架	設	施	設		
		木	橋	メートル	設	施	設			
		混合橋		メートル	設	施	設			
		計		メートル	設	施	設			
		車道の幅員	9.0 メートル以上	5.5 メートル以上	4.0 メートル以上	4.0 メートル未満				
道路の種類	9.0 メートル未満	5.5 メートル未満	4.0 メートル未満							

内 内 部 部	総	数	道	メートル	メートル	メートル	メートル
	新	利	道	メートル	メートル	メートル	メートル
	計			メートル	メートル	メートル	メートル
	自動車交通不能区間の延長			メートル			
						交 差 の 方 式 調 整	
						同 道	
						跨 路	
						立 体 交 差	
	道路の敷地の面積	国 有 地	地 方 公 共 用 地	民 有 地	有 有 地	鉄道又は新設軌道との交叉	
		メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル
	最小 小 車 道 幅 具 築 所	最 小 曲 線 半 径 築	所	最 急 緩 断 勾 築	所	急 動 機 車 通 行	所
	メートル	メートル		メートル		メートル	
有 料 の 道 路	区	間	延	長	理	理	料 金 取 扱 い
	道	路	ト ネ ル	橋	渡	船	施 工
	の 内 容		メートル	メートル	メートル	メートル	メートル
	9.0 メートル以上	メートル	5.5 メートル以上	メートル	4.0 メートル以上	メートル	4.0 メートル未満
	幅	面	橋	通 管	理	者	料 金 徴 収 初 日
	幅	面	橋	転 車 台 防	理	者	
	幅	面	橋	台 防	者	抵 拒	
	幅	面	橋	台 防	者	各 項	

註 重複延長の欄には、法第11条第1項又は第2項の規定により他の道路に関する規定が適用される区間の延長を記載し、実延長の欄には、その他の区間の延長を記載すること。

(7)

道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要
道路一体建物の概要
施設利用施設の概要
軌道その他主要な占用物件の概要
その他特記すべき事項
調製(改訂)の年月日

第二步

区間	東北自動車道										備考			
	幅員	歩道	歩道	分離帯	路肩	道路	トンネル	橋樁	施設	計	通過	増長	路面の類	
東北道	3.5m	0.5m	0.5m	1.5m	0.5m	3.5m	0.5m	0.5m	0.5m	5.5m	1.5m	0.5m	アスファルト	
東北道	3.5m	0.5m	0.5m	1.5m	0.5m	3.5m	0.5m	0.5m	0.5m	5.5m	1.5m	0.5m	アスファルト	

註 備考欄には、自動車交通不能その他道路の管理上必要な事項を記載すること

第三步

注 備考の欄には、トンネルの保全の状況その他トンネルの管理上必要な事項を記載すること。

第四步

註 1 耐荷荷重の欄には、一車線当たりの通行することができる最大車両の総重量を記載すること。
2 現況の欄には、自動車交通不規又は荷重制限に関する事項を記載すること。

2 現況の欄には、自動車交通不能又は何里制限に関する事項を記載すること。
 3 備考の欄には、橋の保全の状況その他橋の管理上必要な事項を記載すること

第五卷

200

註 1 有効高又は交差角度の欄には、立体交差にあつては有効高、平面交差にあつては交差角度を記載すること。

2 備考の欄には、踏切道における保安設備の状況その他鉄道等との交差に關し道路の管理上必要な事項を記載すること。

**様式第五
(第四条の三関係)**

様式第五(第四条の三関係)	
道路占用 許可申請 書	(用紙 A4)
(道 路 管 理 者) 殿	
新規 变更 (番 号 年 月 日)	
年 月 日	
住所 氏名 指定者 TEL E-mail	
平 郵便番号	
第22条 の規定により 許可を申請 します。 道路法 第35条	
占用の目的 占用の場所 場所 占 用 物 件 名 称 規 格 規 格 規 格 規 格 占用の期間 年 月 日から 年 月 日まで 間 占 用 物 件 の構造 工事実施 年 月 日から 年 月 日まで 間 工事実施 の方法	

書類の 種別		添付書類	
備考			

記載要領

- 「許可申請」、「第32条 及び 「許可を申請」、「第35条」については、該当するものを○で囲むこと。
- 「住所」、「氏名」については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の場合は、起点と終点を記載すること。
- 「占用の期間」については、該当するものを○で囲むこと。
- 「変更の許可申請」については、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

様式第五(第四条の五の七関係)	
工作物の設置 变更 書	(用紙 A4)
(道 路 管 理 者) 殿	
新規 变更 (番 号 年 月 日)	
年 月 日	
住所 氏名 指定者 TEL E-mail	
平 郵便番号	
建設法第44条第2項の規定により 作物の設置、変更の審査の結果について届け出ます。	
(道 路 管 理 者) 殿	

様式第五(二)(第四条の五の十関係)	
工作物の設置 变更 書	(用紙 A4)
(道 路 管 理 者) 殿	
新規 变更 (番 号 年 月 日)	
年 月 日	
住所 氏名 指定者 TEL E-mail	
平 郵便番号	
建設法第44条第2項の規定により 作物の設置、変更の審査の結果について届け出ます。	
(道 路 管 理 者) 殿	

記載要領

- 「施設」、「施設の位置」及び「工作物の設置、変更の審査の結果」については、該当するものを○で囲むこと。
- 申請者が法人である場合は、「住所」の欄に主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の場合は、起点と終点を記載すること。
- 「占用の期間」については、該当するものを○で囲むこと。
- 「変更の届出」については、該当する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 「添付書類」の欄には、施設の位置に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを記載すること。
- 「別途登録」の欄には、施設登録区域内における工作物の位置を表示するための工作物から施設登録区域内に接続する道路の路線までの最短距離を明記すること。及び該当の書類名を記載すること。

様式第五の二 (第四条の五の七関係)

様式第五の三 (第四条の五の十関係)

様式第五の五（第四条の八関係）

様式第五の六（第四条の十九関係）

被相手第五の又(相手条件の八項目)		(印紙) AAI
父 母 番		
年 月 日		
(被相手性別) 男		
近親を受けた者		
住 所		
姓 名		
下記のとおり遺産の贈与物(現物)の返還を受けました。		
返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
被相手番号 本件又は種類	被相手名	
	形 式	
被相手番号 本件又は種類	被相手名	
	形 式	
(返還を受けた金額)		

樣式第六（第五条關係

第 二
身 分 記 明 事

第七章 新たな政治の誕生——「新左翼」の登場

第4節 新左翼の登場——「新左翼」の登場

新左翼は、1960年代後半から70年代前半にかけて、日本社会で注目されるようになっていった。その背景には、当時の社会問題に対する社会的反応が複数存在する。それは、モダニズムやモダニズム批判、「革命」、「社会主義」、「社会主義者」「革命家」などである。これらは、社会問題に対する社会的反応として、複数存在する。

様式第七の二（第五条関係）

様式第七の三（第五条の一関係）

様式第七の四（第五条の三関係）

様式第7の四(様式五条の三様例)		(印押) 421
受 領 書		
年 月 日		
〔被送管性格〕 斷		
返還を受けた者		
住 所		
氏 名		
下記のとおり東京の返還を受けました。		
返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
被 送 管 物	名	
其 他	名	
返 削	名	
付 記	名	
其 他	名	
其 他	名	
返還請求権が存続する場合に あつては、返還を請求する旨		

樣式第八（第六条關係）

樣式第九（第七条關係）

